

質問内容	回答
参加届等、必要書類の提出先はどこか。	食事サンプルの提出先と同様、保健福祉会館9階の高齢者福祉課へ提出ください（郵送可）。
安否確認について、基本は食事の手渡しにより行うとのことだが、本人が出てこない場合はどこまで対応する必要があるか。	<p>審査会時に市へ提出の緊急時対応マニュアル（各事業者ごとに作成しているもの）に沿って対応してもらうことを基本としますが、最低限として下記の対応は行ってください。</p> <p>① 訪問時に本人等の応答がない場合には、まず本人に電話等により連絡。</p> <p>② ①へ応答ない場合、緊急連絡先に電話等により連絡。</p> <p>③ ②にも応答ない場合、管轄する包括支援センターまたは市（高齢者福祉課）に連絡し、本人の安否を確認する。この場合、安否確認報告書（様式第1号）にて市へ報告する。</p>
安否確認報告書（様式第1号）について、どの程度の対応について市への報告が必要か。	様式中の「通報先」に挙げる関係機関まで繋いだ事例について、当該様式により市へ報告してください。
すでにまごころ給食実施事業者として登録されている場合、審査会への参加は必要か。	まごころ給食実施事業者名簿の登載期間終期が令和7年4月1日以降であり、実施地区等の登録内容の変更希望がない場合は、今年度の審査会へ参加する必要はありません。
必要書類のうち献立表について、食材の記載は必要か。	基本5項目が明記されていれば必須ではありません。ただし、配食の実施に際しては、食物アレルギー対応等、必要に応じ利用者への情報提供をお願いします。